

注 文 書

1 契約番号 2026000096

2 件 名 機械警備業務（大崎市古川保健福祉プラザ）

3 場 所 大崎市古川三日町二丁目 5 番 1 号

4 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 添付書類

（1）仕様書

（2）参考明細書

6 担 当 課 大崎市民生部健康推進課

機械警備業務（大崎市古川保健福祉プラザ）に係る仕様書

大崎市古川保健福祉プラザにおける警備業務は、以下に定める機械警備業務により行う。

○ 機械警備業務

（件名）

1 件名は、警備業務（大崎市古川保健福祉プラザ）という。

（対象物）

2 対象物は、宮城県大崎市古川三日町二丁目5番1号に所在する大崎市古川保健福祉プラザ（以下「プラザ」という）に係る館内全域とする。

（目的）

3 プラザの防犯及び防火のための監視を行い、もって施設管理体制の強化を図ることにより市の財産の保全と社会的責任を全うし、市の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

（委託期間）

4 委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（警備方法）

5 プラザで発生した異常事態を的確に把握し、受注者に一般回線を通じて自動的に通報する機能を有する装置ならびに防犯カメラシステムを用いて（以下「警報装置」という。）と受注者の警備センターの監視装置により警備（以下「機械警備」という。）を行う。防犯カメラは正面玄関へ1台設置し、モニターを1階及び2階の事務室へ各1台ずつ配置する。

ただし、やむを得ない事情により、機械警備ができない場合には受注者の指定する警備員による巡回警備を行い、万全を期するものとする。

（警備担当時間）

6 警備担当時間は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく祝日（祝日が日曜日に当たる場合はその翌日の休日を含む）については午前8時30分から翌日午前8時30分とする。

（警備実施時間）

7 機械警備の実施時間は、前項に係る警備担当時間において、プラザ内が無人の状態にあるときとする。

7-2 プラザからの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、プラザからの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる時間とする。ただし、火災警報装置による火災通報の監視については、上記警備実施時間にかかわらず警備業務を行う。

（警備実施）

8 受注者は、警備実施時間中は警報受信装置を間断なく監視し、警備対象施設

の異常事態に備える。

(警備開始時における取扱い)

9 警備開始時においては以下により取扱う。

① 市における取扱い

ア 本仕様書の 6 に定める警備担当時間内におけるプラザ最終退館者は、防火、防犯及びその他の事故防止上必要な措置を講じ、確認ランプで各警報装置のセット状況を確認する。

イ 本仕様書の 6 に定める警備担当時間内におけるプラザ最終退館者は、退出口を施錠した後、あらかじめ定めてある機械警備開始の作動スイッチを入れる。

② 受注者の警備センターにおける取扱い

プラザ最終退館者の作動スイッチの操作により、受注者の警備センターに表示される警備開始信号を確認し、警備を開始する。

(警備終了時における取扱い)

10 警備終了時においては以下により取扱う。

①市における取扱い

プラザ内が無人の状態にあるとき、最初の入館者はカードキーを使用し、あらかじめ定めてある機械警備終了のスイッチ操作を行う。

②受注者の警備センターにおける取扱い

①のスイッチの操作により、警備センターに表示される警備終了信号を確認し、警備を終了する。ただし、この後も本仕様書 7-2 ただし書きのとおり、火災警報装置による火災通報の監視は行う。

(機械警備実施時間中における入館)

11 やむを得ない事情により、機械警備実施時間内において受注者以外がプラザに入館する場合は、以下により行う。

①機械警備実施時間内の入館者は、本仕様書の 10 ①の要領により入館する。

②機械警備実施時間内の入館中の警備は、市の責任において実施する。

③機械警備実施時間内の入館後、長時間経過しても警報装置がセットされないときは、受注者は適切な処理を行う。

(鍵の預託)

12 警備実施に必要な鍵は、市及び受注者相互に預託する。預託された鍵は、それぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

(異常事態発生時における受注者の処理)

13 警報受信装置及びその他によりプラザに異常事態が発生したことを受注者が確認したときは、警備センターから警備員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

13-2 プラザに到着した警備員は、異常事態を確認後、警備センターにその状況を連絡し、必要に応じ市が指定する者、古川消防署、古川警察署及びその他関係機関へ通報するなど、敏速適切な措置を講じる。

(警報装置の保守点検)

1 4 受注者は、警報装置に関し正常な機能を維持するために1年毎に1回の保守点検を行う。万一、警報装置の故障により作動に異常を生じたときは、遅延なく故障の修繕にあたるとともに警備上の安全措置を講ずる。

(警備実施報告)

1 5 受注者は、毎月警備が終了したとき、警備実施報告書を整備し翌月7日までに市に提出する。

(その他)

1 6 受注者は、警備に必要な警報機器を設置し、維持管理を行う。

1 6-2 警備緊急出動に要する経費の全ては受注者の負担とする。

1 6-3 契約終了時又は解除時における受注者が設置した警報機器類の撤去に要する費用は受注者の負担とする。

1 6-4 本仕様書に定めのない事項については、市と受注者の間で協議して定める。

○共通事項について

1 支払方法について

市は受注者に1か月ごとに支払いを行う。

2 被災者等の雇用について

本業務の実施に当たり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

3 暴力団の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

4 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するため、以下の点に留意すること。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

5 入札の際の注意事項

入札金額については、委託期間の総額（消費税抜き）とする。また、各年における支払い金額を記載した明細書も添付するものとする。

参考明細書

No.	名称	数量	単位	単 価	金 額	摘要
1	機械警備業務	3	年			
	小計					
	合計					
	消費税(10%)					
	見積総計					

参考明細書

No.	名称	数量	単位	単 価	金 額	摘要
1	機械警備監視	12	月			
	防犯管理システム	12	月			
	合計					1年当